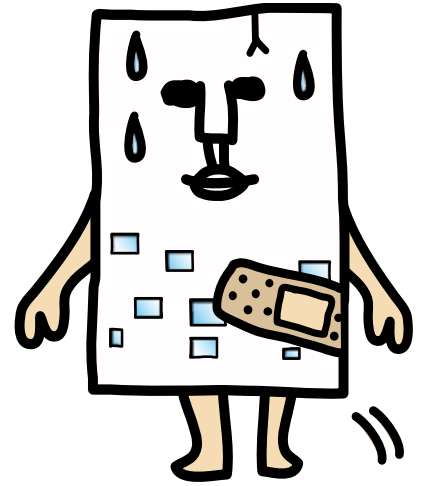


建築物を仲介する皆様へ

はじめに

建築物が適法な状態であれば、火災等が発生しても円滑に避難ができ、防火上も危険な状況を避けることができます。

しかし、法令の知識が十分でないため、意図せず建築基準法違反の状態となることがあります。そのため、神戸市では関係事業者に向けて建築基準法に関する情報を提供しています。今回は「排煙設備」です。裏面のチェックリストをご活用ください。



お問い合わせ・ご相談は神戸市建築住宅局安全対策課まで
(裏面参照)

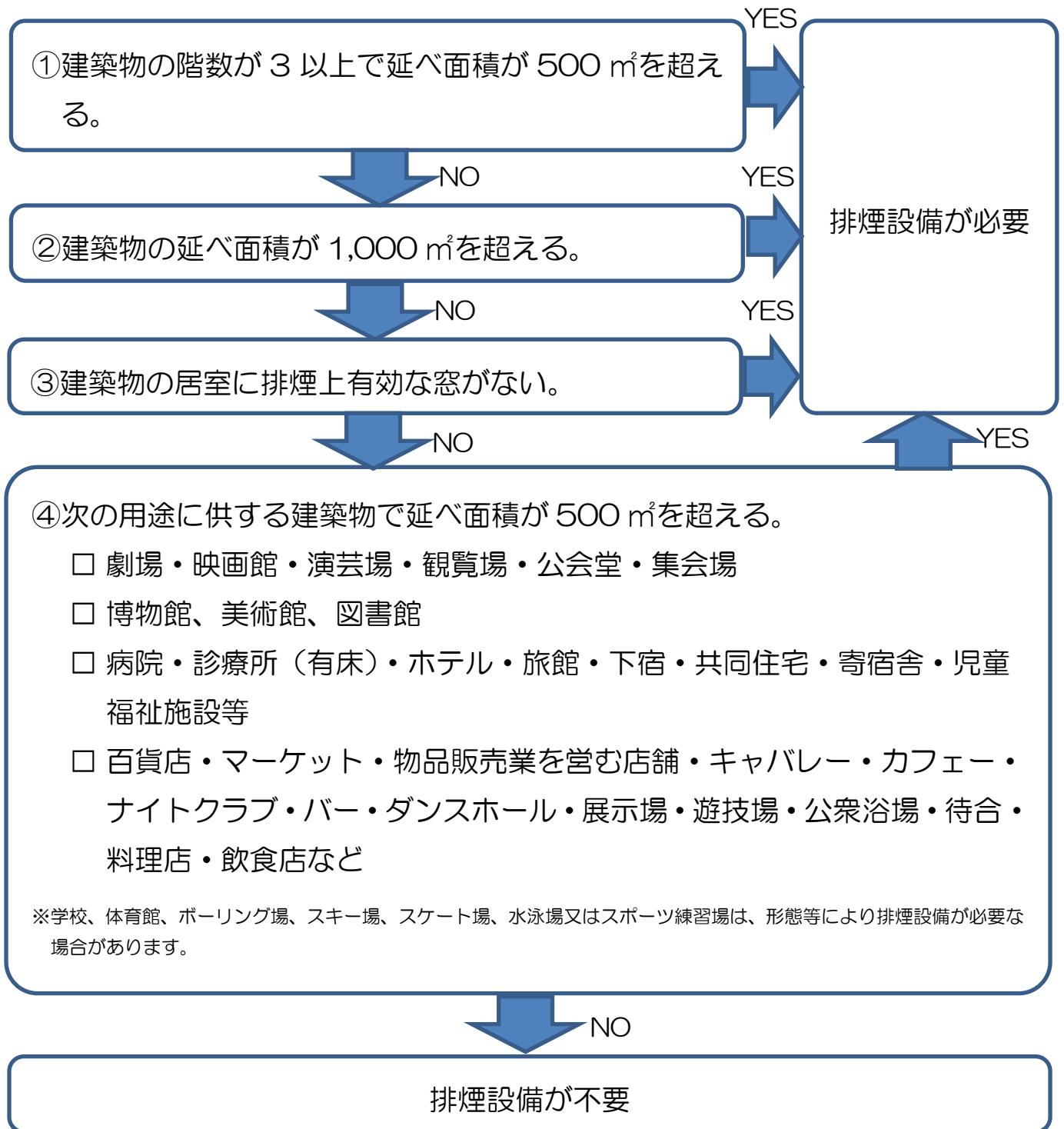
排煙設備とは…

火災により発生する煙が室内に充満すると、避難が困難になり、一酸化炭素中毒や酸素不足による窒息死に至ることがあります。

そのため、裏面の条件に該当する建築物の各居室には、火災による煙を排出するための「排煙設備」を設置しなければなりません。



チェックリスト



※特例として一定の条件に該当すれば排煙設備の設置が免除される場合があります。

神戸市 建築住宅局 建築指導部 安全対策課 ビル防災対策係
Tel : 078-595-6569
Fax : 078-595-6664